

千葉市議会の会議の放映に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市議会広報基本方針に基づき本市議会の議場及び委員会室における会議の放映（以下「議会中継」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象会議及び配信方法)

第2条 議会中継の対象会議及び配信方法は、次のとおりとする。

開催場所	対象会議	配信方法
議場	本会議、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会	生中継、録画放映
委員会室	常任委員会、特別委員会（予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会を除く。）	録画放映

(記録としての取扱い)

第3条 議会中継の映像は、本市議会の広報に資するものとし、記録として取扱わないものとする。

(テロップの挿入)

第4条 議会中継においては、視聴者に会議の進行状況を伝えるため、必要に応じてテロップを挿入するものとする。

(議会中継の視聴者の遵守事項)

第5条 議会中継を視聴する者は、その映像を無断で複製・転用・改変しないこと。ただし、著作権法上認められた場合を除く。

(録画放映における発言の削除の取扱い)

第6条 録画放映においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第129条、第132条、千葉市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第63条、第113条又は千葉市議会委員会条例（昭和31年条例第25号）第21条第2項の規定により発言の取消し又は訂正を認めた場合、当該発言を削除するものとする。なお、訂正後の内容は、会議録で確認できることを案内するものとする。

2 発言者から、録画放映の掲載内容に対して一部削除の申し出があり、議長、予算審査特別委員会委員長、決算審査特別委員会委員長、常任委員会委員長及び特別委員会委員長（以下「議長等」という。）が必要があると認めるときは、録画放映の一部を削除することができる。

(録画放映の開始時期及び放映期間)

第7条 録画放映は、その日の会議の終了後、速やかに開始するものとする。

2 放映期間は、放映を開始した日から起算して2年が経過した年末までとする。

(録画放映の一部中止)

第8条 議長等は、必要があると認めるときは録画放映の一部を中止することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議会中継に関し必要な事項は、千葉市議会広報委員会に諮り、広報委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。